

災害時における避難所等の開設及び運営に関する特記事項

(趣旨)

第1条 災害時に、甲が北須磨文化センター（施設名）（以下「本施設」という。）を避難場所、避難所、物資の配送拠点、その他甲が指定する用途（以下「避難所等」という。）として使用する場合における、避難所等の開設及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(災害時対策)

第2条 乙は、「神戸市地域防災計画」に基づき、甲の設置する区災害対策本部（以下「区本部」という。）の指示に従い、避難所等の開設及び運営に施設管理者として甲に協力しなければならない。

2 乙は、緊急事態発生時の緊急連絡網を作成するとともに、緊急時の連絡先等をあらかじめ甲に報告するものとする。

(避難所等の開設等)

第3条 乙は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が本施設を避難所等として使用する場合、区本部の指示に従い避難所等を開設するものとする。

2 乙は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難情報が発令される前に本施設に自主的に避難する者がある場合、速やかに区本部へ報告するものとする。

(避難所等の運営への協力)

第4条 乙は、甲が本施設を避難所等として使用する場合、甲乙協議のうえ、避難所等の運営に協力するものとする。

(一部の業務実施の免除等)

第5条 避難所等の開設及び運営への協力により施設の通常利用の制限を伴う場合、乙は避難所等の開設及び運営への協力により影響を受ける限度において本施設の管理運営業務を実施する義務を免れるものとする。

2 避難所等の開設及び運営への協力により施設の通常利用の制限を伴う場合の指定管理料の減額及び損失の補填については、甲乙間で協議することとする。

3 乙は、避難所等の開設及び運営への協力に係る業務内容及び経費について、甲に書面をもって適宜報告するものとする。

4 避難所等の開設及び運営への協力によって発生した光熱水費・人件費などの必要経費については、合理性が認められる範囲において、甲が費用負担することを原則として、甲乙協議により決定するものとする。

(その他)

第6条 この特記事項に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定める。

使用許可等に関する基準

(趣旨)

- 1 神戸市立東灘区文化センター、灘区文化センター、中央区文化センター、兵庫区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、長田区文化センター、須磨区文化センター、北須磨文化センター、垂水区文化センター及び西区文化センター（以下「センター」という。）の管理運営業務のうち、使用許可、利用料金の減免、利用料金の返還、優先使用（以下「使用許可等」という。）について、指定管理者は、神戸市立文化センター条例（以下「条例」という。）及び神戸市立文化センター条例施行規則によるほか以下の基準により行うものとする。

(使用許可)

- 2 (1)使用許可は、次の不許可の条件に明らかに該当しないことを確認のうえ行うものとする。

- ア 公の秩序又は善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- イ 施設又はその付属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ウ センターの管理上支障があると認められるとき。
- エ 公益に反するとき。
- オ その他神戸市（以下「市」という。）の指示する事項に該当すると認められるとき。

- (2)使用許可は、次の事項に注意し行うものとする。

- ア 大ホールにあっては使用しようとする日の1年前の日の属する月の初日（休館日のときは、その翌日。以下同じ。）から、その他の施設にあっては使用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から使用許可するものとする。

日・祝日の夜間及び時間外の申し込みは、午前8時～9時の場合、使用しようとする日の1月前の日までとし、他は一週間前とする。なお、使用料金は、割引の対象外とする。

- イ 使用許可の受付開始日については、利用者の平等な利用の確保に留意すること。
- ウ 使用許可の受付開始日については、市と協議の上で十分な準備期間を確保した上で変更することも可能である。

- エ 利用料金は、使用しない場合でも、規定の料金を徴収する。

- オ 施設は、引き続き3日を超える独占的な使用はできないものとする。ただし、使用許可の受付開始日以降において、他に使用許可を得ようとする者のない場合並びに神戸市主催の集会及び大会においてその公共性に鑑み3日を超える独占的使用がやむを得ないと認められる場合など指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

- (3)使用の不許可、使用許可の取消し、使用の制限及び使用の停止に該当すると認められる場合は、速やかに市に連絡するものとする。

(利用料金の減免)

- 3 (1)利用料金の減免については、次のとおり行うものとする。

減 免 理 由	減 免 額	適 用 団 体 等
ア 市がセンターの事業として使用するとき	免 除	地域協働型生活文化育成事業
イ 公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合	免 除	コベカツクラブ登録団体
ウ 公共団体又は公共的団体が条例第1条に規定する目的のために使用する場合	利用料金の5割相当額	(公財) 神戸市民文化振興財団
エ 公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合	利用料金の5割相当額	市の「障害者団体名簿」への登録団体等

<p>オ 特別な事情がある場合において指定管理者が特に必要と認めるとき</p>	<p>利用料金の5割相当額</p>	<p>労働団体が使用するとき(中央区文化センターのみ)</p>
<p>カ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき</p>	<p>指定管理者がその都度定める額の減額又は免除</p>	<p>(1) 使用者が公益上の目的のために使用する場合で、下記のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大ホール等の利用であって使用許可を得る日から利用日までの期間が2カ月に満たない場合(※1) ・ (※2)に掲げる諸室の利用であって使用許可を得る日から利用日までの期間が2週間に満たない場合(※1) ・ 音楽室、スタジオ、視聴覚室の利用であって利用しようとする日に使用許可を得て利用する場合 ・ 使用許可を得る日から利用日までの期間が1カ月に満たない場合において、会議室利用希望者が会議室を利用できず、代替的に(※3)に掲げる諸室を利用する場合 ・ 料理教室、クッキングルームについて、午前・午後の連続利用であって、その利用時間が4時間に満たない場合 ・ 大ホール等について、平日の練習のための利用であって、使用許可を得る日から利用日までの期間が1カ月に満たない場合(ただし、休館日に臨時開館する場合を除く) ・ 平日夜間の会議室利用について、同一団体が同一月に2回以上の利用がある場合における、2回目の利用 ・ 大ホール等の利用にあたって、諸室において託児サービスを実施する場合の諸室利用 ・ 月曜日の午前もしくは午後の諸室(大ホール及び多目的ホール、多目的ルーム除く)利用 <p>(※1) 時間外の使用料金を適用する場合は除く</p> <p>(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東灘区文化センター(料理教室、美術室、衣服文化室、陶芸室、和室、音楽室) ・ 中央区文化センター(クッキングルーム、美術室、服飾室、陶芸室、和室、音楽室) ・ 北区文化センター(料理教室) ・ 北神区文化センター(美術室、陶芸室) ・ 須磨区文化センター(料理教室、美術室、和室) ・ 西区文化センター(料理教室、美術室、衣服文化室、陶芸室、和室)

		(※3) <ul style="list-style-type: none"> 東灘区文化センター（料理教室） 北区文化センター（料理教室）
		<p>【北神区文化センターのみ適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> センター利用者が駐車場を利用する場合の当初2時間。講座の受講者は、1講座が1時間40分以上2時間までは2時間30分、2講座以上の複数講座の受講者は、所用時間が2時間30分までは当初の3時間、3時間30分までは4時間、それ以上は全額無料。 <p>【北須磨文化センターのみ適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体育館において卓球台を利用する場合 大会議室において利用日の1カ月前に利用申し込みがなく半室利用する場合 グランドピアノをプライベートレッスンの講座で大会議室の4分の1の面積で使用する場合 <p>(2) 指定管理者において、施設の空き部屋の利用促進を目的に、使用させる場合で下記のもの</p>

(2) 上記(1)以外の理由で、減免の申請があったときは、市と協議して決定する。

(3) 附属設備使用料については、減免の対象外とする。

(4) 利用料金の減免について明らかにした帳簿を常に準備しておかなければならない。

(利用料金の返還)

4 (1) 利用料金の返還は、次のとおりとする。

返 還 理 由	返 還 額
天災地変、不可効力その他使用者の責に帰することのできない理由により施設を使用できないとき。	利用料金の全額
指定管理者が使用許可を取り消したとき。	利用料金の全額
大ホールの使用者が、使用日の6ヵ月前（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき。	利用料金の全額
大ホール以外の施設の使用者が、使用日の1週間前の日（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき。	利用料金の全額
大ホールの使用者が、使用日の1ヵ月前（休館日の場合は翌日）までに使用許可の取り消しを申し出て取消しを受けたとき。	利用料金の半額

(2) 上記(1)以外の理由で、返還の申請があったときは、市の指示に従うものとする。

(3) 利用料金の返還について明らかにした帳簿を常に準備しておかなければならない。

(優先使用)

5 (1) 施設の優先使用は、次のとおりとする。

ア 市内の官公庁、公的機関、民間団体の主催する全国大会及び近畿、関西ブロックの大会・

集会

- イ 上記アの団体が主催する県団体の集会（平日に限る）
- ウ 神戸市民の文化振興のための事業であり、神戸市又は指定管理者が実施するもの
- エ 神戸市内の教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業）を運営する法人が実施する運動会・音楽会・生活発表会などの文化的行事
- オ 市内単位労働団体及びそれが加盟する上部団体の定期大会及び全国大会（研修等含む）
- カ 神戸市技能職団体連合会に加盟する市内の技能職団体の会議・研修など
- キ 神戸市主催の集会及び大会
- ク 勤労者をはじめ市民の福祉の増進及び余暇の活用に資することを目的に指定管理者が実施する講座事業その他の自主事業
- ケ コベカツクラブ登録団体かつコベカツクラブ活動にかかる定例利用
※上記以外の随時利用（単発利用）は優先使用の対象外とする。
- コ その他市長が特に認める大会・集会

(2) 上記（1）以外の理由で、優先使用させる場合は、市の指示に従うものとする。

(3) 大ホール、大会議室、多目的ホール、多目的ルームでの土日祝日における優先使用のコマ数は、指定管理者による利用も含め、1月あたりの利用可能コマ数の5割以下とすること。ただし、市と指定管理者との協議により、上限を超えることも可能とする。

(4) 優先使用の受付期間については、以下のとおりとすること。ただし、指定管理者による優先使用は除き、市と指定管理者との協議により下記期間よりも前から優先使用を受け付けることも可能とする。

対象施設	受付期間
大ホール	利用希望日を含む月の15か月前から13か月前の10日まで
その他	利用希望日を含む月の15か月前から4か月前の10日まで

(5) 優先使用が確定した場合、利用者にその旨連絡すること。

(使用許可書等について)

6 センターの使用許可に当たって必要となる書類については、市と協議の上で様式を作成し、センター利用者にも周知を図ること。様式を変更する際にも同様とする。

指定管理者が使用許可や領収書等で使用する印鑑について、事前に市に届け、承認を得ること。印鑑を変更する際にも同様とする。

センターの使用に当たって必要となる書類には次のものが考えられる。

使用申込書、使用許可書、使用変更申込書、使用変更許可書、利用料金減免申込書、
利用料金返還申込書

(その他)

7 使用許可等を行うにあたって疑義があるときは、市の指示に従うものとする。